

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金について、両親から「加入してあるから心配しなくていい。」と言われたことを覚えている。当時の状況は分からないが、真面目な両親が申立期間の保険料を納付していなかったとは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が自分たちの保険料と共に申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 3 月 12 日に払い出されていることが確認でき、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されている前後の被保険者の現年度保険料の納付日から、同年 2 月には役場において申立人の加入手続が行われたものと推認される。また、この時点において、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、オンライン記録によれば、申立人の保険料を納付していた両親は、国民年金制度発足当初から当該期間を含め未納期間は無く、納付意識の高い申立人の両親が、当該期間から自身の保険料と一緒に申立人の保険料の納付を開始したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人の加入手続が行われたと推認される時点において、57 年 12 月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となり、58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間は過年度納付が可能であるものの、

組織及び役場では納付できない過年度保険料を申立人の両親が納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の手續及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していた両親も既に亡くなっているため、当時の保険料納付状況は不明である。

加えて、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年10月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19年10月から20年6月までは50万円、同年7月及び同年8月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成19年10月から20年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月1日から20年9月1日まで

申立期間についてはずっと50万円の給料が支給されていたのに、オンライン記録では9万8,000円の標準報酬月額の記録になっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年10月から20年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額及び報酬月額から、19年10月から20年6月までは50万円、同年7月及び同年8月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、平成19年7月に改定した実際の報酬月額に基づく月額変更届を提出していなかったことを認めており、同年4月から同年6月までの報酬月額に基づき提出した算定基礎届による標準報酬月額（9万8,000円）の決定が有効なものとして記録され、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年8月から19年9月までの期間については、申立人が提出した預金通帳に記載された給与振込額から、オンライン記録を上回る報酬月額が申立人に支給されていたと推認できるものの、源泉徴収簿に記載された社会保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年 12 月に A 県から B 県に転居し、61 年 3 月に A 県に戻ってきた。その年に C 社会保険事務所（当時）から国民年金未納保険料納付勧奨通知書が届いたので、平成元年、社会保険事務所（当時）が毎月開催していた社会保険相談所（出張相談）で相談し、郵便局で保険料を納付した。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社会保険事務所が昭和 61 年 10 月 11 日に作成した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を根拠として、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、納付したとする平成元年当時は、既に時効により納付できない期間である。

また、申立人は国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を持参して、郵便局で納付したとしているところ、催告状で国民年金保険料を納付することはできない上、申立人自身が、「当時の通帳を確認したところ、納付金額に見合う額の出金は無かった。」としており、記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、メモ等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から27年8月4日まで

朝鮮戦争が始まって、入植した開拓地を国に借り上げられてしまい、公共職業安定所の紹介で、やむを得ず、演習所内にあった米軍の施設の中のAに勤務した。その後に勤務したBのC業務に従事した期間の厚生年金の記録があるのに、Aに勤務していた申立期間の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、D渉外労務管理事務所が厚生年金保険の手続などの労務管理を行っているEの米軍施設内のAに勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人が氏名を記憶している複数の同僚のうち、Aと一緒に勤務していたと記憶する3人の元同僚について厚生年金保険の加入記録を調査したが、加入記録を確認することができない。

また、D渉外労務管理事務所における従業員の労務管理に係る記録を保管している防衛省E局及びF県に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険及び雇用保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立期間において、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 7 月 1 日から平成 3 年 8 月 26 日まで

申立期間①については、昭和 55 年 12 月の入社当初の給与は 17 万 5,000 円ぐらいで、57 年に 1 万円の昇給があり、58 年には 18 万 5,000 円ぐらいが支給されていた。申立期間②については、59 年 7 月入社時から平成 3 年 8 月退職まで、月 20 万円の給与を支給されていた。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「入社当初の給与は 17 万 5,000 円ぐらいで、途中昇給もあり、昭和 58 年には 18 万 5,000 円ぐらいが支給されていた。」と主張している。

しかし、A社を承継したB社の総務担当者は、「A社は平成 19 年に実質的に倒産、以後、B社が引き継ぐ形になったため、過去の書類はほとんど無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬月額決定通知書の写し及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しが残っているのみであり、当時の担当者も既に死亡しているため、何も確認できない。」と回答しており、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、B社から提出された前述の通知書の写しに記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る記録の変遷は、同時期に在職の社員と比較しても申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事実も見当たらず、訂正等の不自然な形跡も見当た

らない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成3年4月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書により、申立人は当該期間においてオンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を受けていたことは確認できるものの、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額の記録と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないことから、あつせんは行わない。

申立期間のうち、昭和59年7月から平成3年3月までの期間に係る標準報酬月額について、C社は、「年数が経過しているので当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の給与支給額及び保険料控除額を確認することはできない。

また、申立人の標準報酬月額に係る記録の変遷は、同時期に在職の社員と比較しても申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事実も見当たらず、訂正等の不自然な形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 26 日から 42 年 11 月 6 日まで
私は、60 歳の年金請求の時に脱退手当金をもらったことになっていることを知った。受け取った記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、退職の3か月後に支給となっているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、年金事務所には厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、いずれにも脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月24日から39年8月13日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みの記録になっているが、申立期間当時に勤めた会社には再度勤めたため、脱退手当金は受け取っていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和40年4月16日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 A」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が当該事業所に再度勤務した際には、別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されているが、これは、脱退手当金を受給したことにより、別の番号が払い出されたものとするのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、当該未請求期間から脱退手当金の支給決定までに10年以上の期間を経過しており、当該一部請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 42 年 8 月 11 日まで
私は、結婚のためA社を退職、転居しBのハローワークでC社を紹介され勤務し、妊娠のため退職したが、脱退手当金を支給された記憶が無いので、受給に結びつく厚生年金保険記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間直後に勤務したD社を退職後、国民年金に任意加入しておらず、「若いときには、将来の年金については、関心が無かった。」と申述しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の後に有る被保険者期間がその計算の基礎とされず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 14 日から同年 5 月 26 日まで
② 昭和 31 年 7 月 3 日から 32 年 5 月 24 日まで
③ 昭和 32 年 6 月 25 日から 33 年 4 月 5 日まで
④ 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 4 月 24 日まで
⑤ 昭和 34 年 7 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

私は、脱退手当金をもらったことになっていることを 60 歳の年金請求の時に知った。受け取った記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 35 年 9 月 24 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱 A」の表示があり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票に「脱」のゴム印の押印と共に支給決定日を示す日付の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金支給日の 1 か月前に厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消処理が行われた記録が確認できることから、脱退手当金の支給請求を受け、支給要件である 24 か月以上の被保険者期間を満たすために、記録の整備を行った上で支給したものと推認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年4月8日まで
私は、結婚のためA社を退職し、農業をしながら、子供を育てていた。
脱退手当金を支給された記憶が無いので、受給に結びつく厚生年金保険記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年6月27日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 B」の押印及び日付の記載が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、「脱 C」及び日付の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間直後、国民年金に36か月の未加入期間があり、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 11 日

A社の期間の脱退手当金はもらった記憶があるが、申立期間であるB社の分の脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社の事業所別被保険者名簿には「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る脱退手当金が支給決定された昭和 33 年 5 月当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことも踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金は、退職後約 1 か月で支給決定されており、同僚の中には、「会社が手続をしてくれて脱退手当金を受け取りに行った。」と証言する者がいる上、事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の前後の女性の被保険者記録を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たしていた者 27 人のうち、実際に脱退手当金を受給した 20 人全ての支給決定時期が 4 か月以内であることから、会社の代理請求の可能性も否定できない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 44 年 3 月 16 日まで
60 歳になる少し前、社会保険事務所（当時）で、申立期間について脱退手当金を受け取っていると言われた。しかし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 か月後の昭和 44 年 4 月 16 日に支給されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱 A」の押印と日付の記載が確認できる。

さらに、申立人は、他の案件における同僚照会に対し、申立期間当時勤務した事業所を退職する際、事業主から、一時金でもらうかどうか聞かれたこと及び脱退手当金との認識は無かったが 5 万円ほど受領したことを回答している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

山梨厚生年金 事案 591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月から 33 年 2 月 1 日まで
昭和 26 年秋にA社に入社し、以降、定年退職するまで勤め上げた。しかし 26 年入社時から 33 年 1 月までの間、年金記録の漏れがあることが分かり、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が提出した社員名簿、社会保険管理カード及び厚生年金被保険者名簿等から、申立人は、昭和28年1月から同社C支店に臨時従業員として雇用され、29年9月21日に雇用保険被保険者資格を取得、33年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該各被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致している。

また、A社C支店の同僚2名は、「臨時採用の者は厚生年金には未加入であった。」と証言し、このうちの1名は、「自身も、厚生年金の加入記録は昭和35年5月だが、実際の勤務は33年3月頃からである。」と証言している。

以上のことから判断すると、A社C支店では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで
昭和 44 年 6 月 30 日に退職したが、脱退手当金を受け取った覚えは無く、脱退手当金が支給されていることも、平成 23 年 3 月に年金事務所で指摘されて初めて知った。
請求もしていない脱退手当金が支給されたことになっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 44 年 8 月 13 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱表示の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。